

海外の医療機関で入院された場合の給付金請求のお手続きについて(2025 年 7 月)

当社では、海外の医療機関で入院された場合の給付金請求のお手続きについて、2025 年 7 月 1 日以降に当社へご請求いただいたものから、医療機関発行の当社所定診断書をご提出いただくお取扱いといたします。

海外の医療機関での入院は、日本国内にある病院または診療所と同等の医療施設におけるものであり、入院給付金等のお支払いの対象となる「医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること」に該当しない場合は、日本国内における入院と同様にお支払いの対象外となります。

これまでは、当社所定診断書に代わる簡便な書類によるご請求をご案内しておりましたが、入院までの経緯や治療内容等をより正確に迅速にご確認させていただくために、医療機関発行の当社所定診断書をご提出いただくお取扱いに変更することといたします。

具体的には、請求書とあわせて以下の書類を必ずご提出いただく必要がありますのでご注意ください。

○必要書類（以下、2 点が必ず必要になります）

1. [医師が作成する当社所定診断書（英語版）用紙＜改訂版＞（258.0KB）](#)  
注）医療機関には、診断書（英語版）と併せて「診断書作成にあたっての注意事項」を必ずお渡ししてください。
2. 医療機関発行の「退院証明書」に類する書類あるいは領収書  
例）中国の医療機関の場合：住院病案首頁 等

以上